

令和6年度 第3回

日進市国民健康保険運営協議会議事録

令和7年2月5日（水）

日進市立図書館 2階 大会議室

【出席委員】

萩 野	知華江
関 根	聖 美
宮 田	恒 治
土 岐	由香理
山 田	翔
青 山	雅 道
牧	秀 次
鈴 村	すま子
加 藤	尚 美

【欠席委員】

金 山	和 広
-----	-----

【事 務 局】福祉部長
福祉部保険年金課長
福祉部保険年金課課長補佐
同係長

祖父江	直 文
三 好	真 理
菅 原	美智子
林	保 孝

【傍 聴 者】

5 名

開会 午後 1 時 3 0 分

事務局	定刻となりましたので、ただ今から、令和 6 年度第 3 回日進市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日の司会を努めさせていただきます、保険年金課長の三好と申します。よろしくお願いいたします。 本日は、オンライン開催を併用して実施します。出席人数についてですが、直接お越しいただいたの出席者が 6 名、オンラインによる出席が 2 名、合計 8 名となり、本協議会の成立要件である、国民健康保険運営協議会規則第 6 条に規定する、国民健康保険条例第 2 条第 1 号から 3 号に規定する各代表の委員の 1 名以上の出席及び、委員定数の過半数の者の出席に関しましては、いずれも満たしていることをご報告いたします。 《 出席人数について、委員 1 名が途中から出席し、直接お越しいただいたの出席者が 7 名、オンラインによる出席が 2 名、合計 9 名となった。 》 本日の協議会の議事録につきましては、発言者のお名前を匿名とさせていただきます、市のホームページにて公表をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。 はじめに、本日は水野副市長が出席しておりますので、ご挨拶を申し上げます。
副市長	《 挨拶 》
事務局	続きまして、議事の進行につきましては、青山会長にお願いします。
会長	《 挨拶 》
	それでは、よろしくお願いいたします。最初に、傍聴者についてお諮りをします。本日の協議会の傍聴を希望される方はおられますか。
事務局	傍聴希望の方が 5 名おられます。
会長	それでは、傍聴について皆様にお伺います。入場を許可してよろしいでしょうか。
委員	《 異議なし 》
会長	ありがとうございました。それでは傍聴を許可します。
	《 傍聴者入室 》
会長	次に、次第の 2「議事録署名者の指名」についてですが、規則第 9 条の規定により議長が指名することとなっております。
	本日は、山田委員、鈴木委員のお二人にお願いします。
	次に、次第の 3「令和 7 年度日進市国民健康保険税について」事務局から説明をお願いします。
事務局	県単位化以降、本市は県が示す標準保険料率と本市税率の乖離を縮小するため、計画的・段階的に税率改定を行ってまいりました。 前回、本運営協議会において、「国民健康保険税改定方針」の見直しを行い、令和 7 年度に標準保険料率へ到達し、以後、毎年標準保険料率に連動して税率改定すること、また、運用基金については収入不足の財源とし、収支調整の留

	保分を考慮することについて、ご承認を得ているところです。 1月20日に愛知県から示された令和7年度事業費納付金の本算定結果は、仮算定から見直しがされました。それを踏まえまして、本日は諮問書を提示させていただきます。 それでは、諮問書を副市長から会長にお渡しさせていただきます。 副市長、お願いいたします。委員の皆様のお手元には、諮問書の写しを配付させていただきます。
副市長	《 諮問書を朗読 》
事務局	《 諮問書を会長へ渡す。 》
副市長	副市長は他に公務がありますので、会議の途中で恐縮ですが一旦退席をさせていただきます。
会長	《 退室 》
事務局	ただ今、市から協議会へ諮問を受けましたので、諮問事項「令和7年度日進市国民健康保険税について」の詳細について、事務局から説明をお願いします。
会長	《 資料、別紙1、別紙2及び別紙3に基づき説明 》
	ありがとうございました。
	ただ今、事務局から説明がありましたが、諮問事項の内容につきまして、2点、確認いたします。
	1点目として、令和7年度に標準保険料率へ到達し、毎年標準保険料率に連動して税改定するということです。2点目としましては、医療費適正化を図るために、保健事業について継続的な取組を行って行くということでした。
	ただ今の説明に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
委員	資料1ページの事業費納付金についてお伺いします。第2回の運営協議会において、令和7年度の仮算定における一人当たり事業費納付金は減少したとのことでしたが、本算定では昨年度に比べ、僅かに増加し、ほぼ横ばいになったとのこと。仮算定と本算定での変更点は、どのようになっているのでしょうか。
事務局	納付金算定の大元となります県全体の保険給付費については、推計方法を仮算定から変更していないため、一人当たりの額は、仮算定の際に示されたものから変更されておりません。大きく影響したのは、納付金を減算する歳入である公費の金額が減少したことです。 例えば、高額医療費負担金につきまして、県全体で22億円減っております。この点は、前回、ご説明した高額医療費負担金のレセプト基準額が80万円から90万円へと引き上げられたことに伴うものでございます。 また、普通調整交付金が2.5億円減少、前期高齢者交付金が31.8億円減少したことも大きく影響しております。 これに伴いまして、仮算定では決算剰余金の活用がされていませんでしたが、本算定において、仮算定と比べて公費が減ってしまった影響により、県の平均一人当たり納付金の対前年度伸び率が2.12%となったため、決算剰余

	金の累積額の3分の1を活用し、県全体の納付金から差し引くことで、納付金を抑える措置が図られることとなりました。結果として、県全体の納付金から決算剰余金を減算することにより、伸び率は、県全体で1.29%に抑えられています。
会長	仮算定で少し下がったということで、このような状況の中で数少ない良い要素だと思っておりましたが、納付金の算定項目が多岐に渡っており、本算定では僅かに増加したということで、残念です。
委員	資料5ページで「独自軽減等収入不足分を、基金繰入で補てんする」とありますが、軽減措置については、一般会計からの法定繰入か法定外繰入で補てんされていたと思うのですが、不足分を国保が基金で補てんするという一方で、どのような内容の軽減措置なのでしょう。
事務局	独自軽減と記載させていただいているのは、7割、5割、2割の法定軽減に市が独自で0.5割を上乗せして軽減をしている、この上乗せ分のことでございます。7割、5割、2割の法定軽減につきましては、法定の繰入金ということで、国・県・市からの繰入で財源が確保されておりますが、上乗せ分の0.5割につきましては、市の独自の軽減となりますので、法定外の繰入または税からの補てんとなり、令和7年度につきましては、基金繰入金から財源を確保するものとさせていただいております。
委員	基金の見込額が、約6,500万円となっておりますが、市の独自軽減以外にはどのようなものがあるのでしょうか。
事務局	基金繰入金の約6,500万円につきましては、全体として、税や法定繰入などで歳入を編成しておりますが、歳出予算を編成した際、歳出と歳入を均衡させるために、不足する分を基金繰入金としているものでございます。 内訳としましては、先ほど説明しました0.5割の市の独自軽減分として1,600万円、その他法定繰入とならない葬祭費分として500万円、予備費1,000万円、還付金・償還金1,500万円、出産育児一時金の法定繰入とならない3分の1について900万円、試算時の収納率等の安全率分として1,000万円程度となります。
会長	私からも伺いますが、賦課限度額の引き上げについては、引き上げた場合と引き上げなかった場合とでの税収の違いはどのくらいになりますでしょうか。
事務局	賦課限度額引き上げの影響額につきまして、現時点での試算となりますが、医療分の基礎課税分では約219万円の増額、後期高齢者支援金等課税分では約404万円の増額となります。合計としまして、約623万円の増額となります。こちらにつきましては、引き上げ後の税率で試算したものととなります。 賦課限度額につきましては、中低所得者層の負担軽減を図るために、市としては令和7年度から速やかに適用していきたいと考えております。
会長	ありがとうございます。その他、ご意見やご質問はありますか。
委員	資料5ページの収入のうち、負担金等見込の内訳はどのような項目がありますでしょうか。また、これからの見込みは、どのようなのでしょうか。

事務局	資料でお示ししている負担金等見込につきましては、特別交付金や、基盤安定制度負担金、国保財政安定化支援事業などの法定繰入金と、法定外の繰入として、保険税の減免や福祉波及分等の赤字補てん以外の繰入金となっております。なお、福祉波及分とは、子ども医療費の拡大などに伴い国保が負担している部分がありまして、この負担分を指しております。 特別交付金については、保健事業や国保の事務など医療費適正化の取組等を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付される保険者努力支援交付金などが含まれております。この交付金は、県としても、交付額の増額に向けて策を講じているところですので、協働しながら、対象となる事業を実施していくことで、市としても、交付額を増やす努力をしていきたいと考えております。 また、基盤安定制度負担金については、低所得者に対する保険税についての軽減相当額と保険税軽減の対象となった被保険者数に応じて一定割合を公費で補填するものとなります。令和6年度につきましては、増額となっております。令和7年度についても同程度の金額が交付されるものと見込んでおります。 一方、国保財政安定化支援事業については減額となっており、本事業は、高齢者が多い等の年齢構成差による給付の増減に応じて交付されるもので、本市としては、令和6年度において前年と比べ200万円ほどの減額となっております。
委員	同じく資料5ページになります。収納率を95%と見込んで算定されていますが、令和6年度の国保税は大幅にアップしています。これによる収納率はどのようになっているのでしょうか。95%の収納率は、確保できる見込みなののでしょうか。
事務局	本市の収納率につきましては、令和5年度が95.66%となっており、令和3年度は95.11%、令和4年度は95.21%となっております。 ただし、令和6年度につきましては、12月までの収納率を見ると、全部の納期を終えていないため判断が難しいところではありますが、前年度と比較すると、マイナス0.5%程度となっております。令和5年度の収納率は95.66%であるため、楽観できない情勢であると考えております。 なお、納付金の算定に当たっては、県が標準的な収納率を定めておりまして、令和7年度は95.24%と設定されております。令和3年度は94.48%と設定されており、少しずつ引き上げられているところでございます。
委員	本市は令和7年度に標準保険料率に到達するとありますが、他市町の状況はいかがでしょうか。
事務局	他市の状況ですが、県内38市を対象としたアンケートの調査結果によりますと、令和6年度で安城市、長久手市、名古屋市、岡崎市などの13市がほぼ標準保険料率に近い独自税率での運営をしているようです。県内38市のうち13市で、およそ34%となります。 また、令和6年度の賦課状況調査の結果によりますと、54市町村のうち半数の27市町村が10%以上の引き上げを行っています。

	令和7年度につきましては、他市町の引き上げ率は不明ですが、県内38市のうち21市が、令和6年度に引き続き令和7年度においても引き上げを予定していると伺っております。
会長	確認ですが、県内38市のうち13市、およそ34%というのは、令和6年度の状況ということでしょうか。
事務局	そのとおりです。
会長	では、本市と同様、令和7年度に標準保険料率へ到達する市町もあるのでは、ということでしょうか。
事務局	そのように考えております。
委員	医療費の上昇など、様々な要因で保険税が上がっているのは承知しておりますが、今年度は1万5,000円以上上げ、来年度も平均で1万円以上の上昇となっています。物価高など、被保険者としては大変な状況の中、負担も大きいと思いますが、保険者としていかがお考えなのでしょうか。
事務局	国民健康保険の状況は、医療費の上昇などで大変厳しいものとなっておりますが、保険を必要として使いたい方がしっかりと使えるよう、将来に渡って安心して利用できるものとしなければなりません。本市は、安定的な運営のための県内保険税水準の統一に向けまして、標準保険料に近づけるため、これまで基金等を活用しながら、段階的に保険税の改定を進めてきたところです。 保険税の軽減に活用できる基金は、医療費の増加等による納付金の急激な増加により、予定より早く底をついてしまい、今回、やむを得ず改定を行うものでございます。 今後とも、国・県に財政支援の要望を継続していきながら、保健事業の取組を推進し、医療費適正化に努めていきたいと考えております。
委員	私も委員を務めておりますので、市の財政が本当に厳しいというのは分かりますが、被保険者として、市の独自軽減については、運用が可能な限りは続けていただきたいと思いますし、こういった状況を国や県にはしっかりと伝えていただきたいと思います。
事務局	承知しました。
会長	国保の状況は大変厳しく、被保険者の皆様の負担が増しておりますが、市としても努力した上、知恵を出し合った上で今回の諮問となっているものと考えております。
委員	このような日進市の状況につきまして、委員から令和7年度保険料率の動向に触れつつ、日進市保険税の改定に関するご意見をいただければと思います。 協会けんぽでも来年度の保険料率について最終段階というところです。医療費増大の影響はやはり大きく、後期高齢者の負担金も増大しています。健保組合についても半数は赤字で、いつ解散するのか危惧しておりますし、準備金というものはございますが、それが段々と枯渇していくような危機感を持ちながら、安定した財政運営を目指し、議論を進めております。 協会けんぽは2008年に発足し、最初の3年間で連続して保険料率を上げて、10%を平均保険料率として、それを維持しているところであります。都

	道府県によって違いはありますが、これをできるだけ長く続けていきたいと考えております。 日進市国民健康保険の保険税につきましては、人口構造の問題や医療の高度化などの状況を鑑みますと、引き上げについて、やむを得ないとしか申し上げることができません。
会長	ありがとうございます。では、医療現場からということで、年末に身近でインフルエンザに罹患したという話をよく聞きましたが、最近はどのような項目で受診される方が多いのでしょうか。また、子どもや家族での健康意識向上についてご意見をいただければと思います。
委員	インフルエンザにつきましては、日進市では、マスコミで騒がれているほどではありません。今ではほとんどおらず、休日診療所の状況を見ても、1日当たり20人から40人で、20人検査をしても3、4人がインフルエンザに罹っている程度です。感染症については、日進市にとってはあまり負担になっていないのではないかと思います。 家庭内での健康意識についてですが、今は、鼻水が出たから来た、というような方もいます。それくらい子どもの体調を気にされる親もいる一方で、インフルエンザの可能性があるため検査をするか尋ねると、お断りになる方もいます。子どもを休ませたくない、ということなのだと思いますが、だからといって日進市で感染症が流行する、という状況でもありません。 医療費の増大につきましては、薬が高く、医療費が高額となっている事例があります。子ども用で6万円、大人用だと12万円するような注射もあり、子ども医療費助成で本人の負担がない場合は、全額が公費負担となります。治療のため、症状を緩和するために受診したり、服薬したりすることは自然なことですが、そうなりますと、やはり医療費の増大は避けられないものだと思います。
会長	日進市の状況などについても言及いただき、ありがとうございました。 それでは、また私からお伺いしますが、歯周病は、生活習慣病や認知症の発症に関わってくるもので、歯周病の予防のために定期的な歯科検診が望ましいとのお話を以前いただいたことがあろうかと思います。歯周病予防の取組や、子どもから大人までの口腔ケアの重要性についてご教授いただけますでしょうか。
委員	歯科で言われる全身疾患との関わり、インフルエンザの予防、コロナの予防と言われることもあります。個人的に、これはそこまで言われるほどのものではないと考えています。糖尿病に関しても、歯周治療を行うことによって改善する部分がありますが、僅かなものでありますので、それをどのように見るのかというところであります。ただし、歯科は全身との関係を絡めて発信した方が重要性を認知していただけるのは確かであります。 検診という意味では、早期発見、早期治療となりますが、健診となりますと健康増進ということになります。単純に検査を受け、治療を行うというだけであれば、医療費を抑えることにはなっていないと考えていますので、健診、

健康増進に関して可能性を持っているところです。

目の前の医療費増大を抑制しなければならないという課題に対しては、当然、重症化予防が優先事業とされるのだと思いますが、私としては、長い目で見て、乳幼児に目を向けていく必要があると考えています。というのも、口腔の状態というのは、子どもの頃の状態が如実に反映されることが分かっております。私も関わった研究で、4歳の頃の口の状態と36歳になってからの状態を調査したところ、やはり子どもの頃の状態が悪い場合は大人になってからも悪いし、子どもの頃にある程度きれいだった場合は、大人になってからもきれいというような結果が明らかになっております。

ただ、この結果は30年経過してやっと分かるようなもので、それが全身疾患に結び付くとなると、もっと長い期間を要することになるため、直近の問題に直結しないものではありませんが、私としては、乳幼児への支援を行うことで、虫歯、歯並びという歯科だけでなく、糖尿病やその他の全身疾患を予防する可能性があるのではないかと思います。

日進市では、歯科の2歳児検診の回数を2回から1回に減らしており、2回することに意味があるのかという点では議論のあるところだと思いますが、歯周病に関する取組の重要性は理解できる一方で、それらの事業を拡充したとしても全身の医療費抑制に対して明確な結果は出ないものでありますので、子ども達にも目を向ける必要があるのではないかと考えています。

会長

詳細なご説明ありがとうございました。その他、ご意見やご質問はありますでしょうか。

委員

保健事業について、健康増進につながる取組を今まで以上に続け、医療費の抑制につなげていただきたいと思います。

また、県が主導して国の努力支援交付金の交付額を増やすような仕組み作りをするよう、市からの働きかけを継続して行い、連携して行っていただきたいと思います。

会長

私としても同意見であります。その他、ご意見やご質問はありますでしょうか。

委員

《 なし 》

会長

それでは、ご議論いただいた内容を踏まえまして、まとめたいと思います。

税率については、改定方針に従い、引き上げはやむを得ないものであると認めます。また、令和8年度以降については、県の標準保険料率に連動して改定することについて認めます。賦課限度額については、国基準と連動して改定することは適当であると認めます。

さらに、次の2点について、要望事項としていただければと思います。

国や県への財政支援の働きかけを継続しながら、被保険者数の動向に注視し、適切な運用をすること。

医療費適正化の取組を引き続き進めること。

以上、このような内容で答申書にまとめてもらいたいと思いますが、よろしいでしょうか。賛成される方は挙手をお願いします。

委員	《 委員挙手 》
会長	挙手全員ということで、それでは、事務局より答申書の作成の進め方についての説明をお願いします。
事務局	答申書の作成について、進め方をご説明いたします。ただ今、皆様からいただきました意見を取りまとめ、事務局で答申書の案を作成させていただきます。その後、委員の皆様にご確認いただき、会長から副市長へ答申するという手順で進めたいと考えております。
会長	それでは、事務局で答申書の案を作成していただくこととします。答申書の案ができるまで、10分の休憩とさせていただきます。よろしくお願いします。
	《 休憩 》
	《 答申書の案を会長が確認 》
会長	それでは、会議を再開いたします。
	《 事務局が各委員へ答申書の案を配付 》
会長	皆様のお手元にある答申案につきまして、傍聴の方もおられますので、事務局で読み上げていただいて、確認したいと思います。
事務局	《 答申書の案を朗読 》
会長	ありがとうございます。ただ今、読み上げていただきました答申書の案につきまして、ご意見はありますでしょうか。
委員	《 意見等なし 》
会長	それでは、諮問事項について皆様へお示した書面で答申することについて、賛成の方の挙手をお願いします。
委員	《 委員挙手 》
会長	挙手全員ということで、お配りした答申書に基づき答申をさせていただきます。ただ今から、副市長へ答申いたします。
事務局	それでは、答申書に会長印の押印をお願いいたします。
会長	《 答申書に会長印を押印 》
事務局	それでは、会長より副市長へ答申させていただきます。
会長	《 答申書を朗読 》
	《 答申書を副市長へ渡す。 》
事務局	ありがとうございました。副市長、会長は、お席へお戻りください。
副市長	《 答申に対するお礼 》
会長	これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。委員の皆様から全体を通してご意見、ご質問などはありませんでしょうか。
委員	《 意見等なし 》
会長	それでは、本協議会を閉会させていただきます。
	事務局へ進行をお返しします。
事務局	会長、円滑な議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様には活発にご議論をいただきましてありがとうございました。
	なお、委員の皆様の任期につきましては、令和7年5月31日までとなっておりますので、今回が今期のメンバーでの最後の会議となります。任期の終わ

りまで引き続き何卒よろしくお願いいたします。

これにて、第3回日進市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(閉会 午後3時)